

保護者負担軽減補助金のご案内

◆補助対象者

■令和7年8月利用分まで

次の（１）（２）に該当するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を利用する保護者

- （１）区市町村民税が課税されている世帯
- （２）保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもから数えて２人目以降の子どもがいる世帯

■令和7年9月利用分から

ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を利用する保護者

ただし、区市町村民税が課税されている世帯に限る

【注意】いずれの利用時期においてもベビーシッター利用支援事業と認可外保育施設等・家庭福祉員を併用した場合
認可外保育施設等・家庭福祉員の利用料については補助対象外となります。

◆補助上限月額

33,000 円（保育短時間の場合は 24,000 円）

※ひと月あたりの補助額は、月の利用料（１時間あたり 150 円）と補助上限月額のどちらか低い方です。

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用（現金で購入したポイント等で支払った料金）、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は対象外です。

※勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。（保育利用料に充当します。交通費等の助成対象外となるオプション利用料に充当することはできません。）

◆申請方法

（１）提出書類

- ・認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書 ※ 1
- ・領収証兼提供証明書（事業者が保護者に交付） ※ 2
- ・その他 ※ 3

※ 1 『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書』は大田区ホームページからダウンロードしてください。

※ 2 領収証及び利用明細書（児童名、シッター名、利用日、利用時間、利用料内訳が記載されているもの）を添付

※ 3 保護者（父母等）それぞれの令和 6 年度及び令和 7 年度の住民税額を確認できる書類（課税・非課税証明書等）

※ 次の基準年月日時点で大田区に住民登録がある方は、該当年度分の書類の提出は不要です。

基準年月日	年 度	補助対象月
令和 6 年 1 月 1 日	令和 6 年度分	令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月
令和 7 年 1 月 1 日	令和 7 年度分	令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月



（２）提出先及び提出方法

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区役所本庁舎 3 階 21 番窓口 保育サービス課内

認可外保護者補助金事務センター宛 に窓口持込または郵送（郵送の場合、郵便事故を防ぐため、追跡可能な郵便（書留・特定記録郵便・レターパック等）でお送りください。）

（３）請求受付期間及び補助金交付予定日

補助対象月	請求受付期間	補助金交付予定日
令和 7 年 4・5・6 月分	令和 7 年 7 月 1 日から 18 日まで	令和 7 年 8 月 29 日
令和 7 年 7・8・9 月分	令和 7 年 10 月 1 日から 17 日まで	令和 7 年 11 月 28 日
令和 7 年 10・11・12 月分	令和 8 年 1 月 5 日から 19 日まで	令和 8 年 2 月 27 日
令和 8 年 1・2・3 月分	請求書：令和 8 年 3 月 31 日必着（※） その他：令和 8 年 4 月 17 日必着（※）	令和 8 年 5 月 29 日

※令和 8 年 1 月から 3 月分については期限必着です。期限を過ぎた場合、補助金はお支払いできませんので
ご注意ください。

【問い合わせ先】 大田区役所 保育サービス課内 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター
(大田区役所本庁舎 3 階 21 番窓口) 電話 03-5744-1312